

きた **くぎかいだより**

No. **253**
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL 03(3908)9948



「くまなし梶子咲く遺跡公園」豊島馬場遺跡公園

第2回定例会

○平成27年度一般会計補正予算(第1号)を可決しました

議員提出議案

○東京都北区議会会議規則の一部改正について
ほか2件を議決しました

今回の写真は

第5回北区観光写真コンテスト「入選」

北区では、写真を通して北区の魅力を再発見し、広く伝えていくため、コンテストを実施しています。

他の入選写真は「北区観光HP」に掲載していますので、ご覧ください。

北区観光ホームページ
<http://www.kanko.city.kita.tokyo.jp/>

平成27年第2回定例会は、6月24日に招集され、10日間の会期で7月3日に閉会しました。

6月24日、25日の2日間にわたり、12名の議員が財政・福祉・教育・都市問題など当面する区政の課題について代表・個人質問を行いました。

今回、区長から提出された議案等42件、議員から提出された議案3件を議決しました。

東京都北区議会会議規則の一部改正について

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う会議への欠席に関する規定を整備するため、一部改正を行いました。

253号 目次

代表質問.....2・3

個人質問.....4・5

議決した議案等.....6

可決した意見書.....7

議会の動き.....8

次回定例会案内.....8

各会派の代表質問



花川区長4期目の所信表明を問う

まちづくり特区について

自由民主党議員団

渡辺 かつひろ

- 問** 「世界一の都市・北区」を目指すためには、区長のやりぬく力強い意志と決断力が必要である。区長4期目のスタートにあたり、解決すべき具体的課題と道筋についての見解は。
- 答** 「区民とともに」の基本姿勢のもと、7つの公約の実現に全力を注ぎ、少子高齢化や地震・水害への対応、行政需要に見合う歳入の確保等、様々な課題解決に強い意志で挑む。
- 問** 東京の自治のあり方研究会最終報告書にある「世代間の受益と負担の公平性」の観点、前年度比9.8%増となった27年度当初予算に加味した場合、どのように考えるか。
- 答** 27年度当初予算は、世代間の受益と負担のバランスに留意し、将来世代に過度な負担を強くないよう、多額の経費を要する計画事業には特定目的基金への積立てを継続した。
- 問** 東京の自治のあり方研究会最終報告書には、既存の行財政体制にとられない早急な見直しの必要性が述べられているが、人口減少社会の中で厳しい行財政改革が求められている北区の総責任者としての区長の決意は。
- 答** 喫緊の課題である急速な少子高齢化や人口減少社会への対応、行政改革等にスピード感を持って的確に応えることが基礎的自治体の

使命である。区長として強いリーダーシップを発揮し、職員一丸で乗り越える覚悟である。

- 問** 地域のきずなは基礎的自治体存続の重要なテーマであり、都市経営や自治体経営にも関わる取り組みが必要である。地域振興部だけではなく、各部門で明確な目的意識を持ち、きずな推進に本気で取り組む姿勢や区役所全体の横断的な意識改革が必要であるが、見解は。
- 答** 地域のきずなづくりは中長期的に都市経営にも及ぶ課題であり、具体的施策を横断的に検討する委員会等を設置した。各部門が連携して課題解決に取り組むことが重要と考える。
- 問** 危機管理や区民サービス向上のためにも庁舎問題は大きな課題であり、財政的な積上げも年度ごとに行っている。これを踏まえたくて「王子駅周辺まちづくり特区」の方針を定め、国や都との協議を行うべき。
- 答** 新庁舎建設に向け、国立印刷局と王子工場用地の一部取得協議を進めている。用地確定後は国・都と連携し王子駅周辺まちづくりの核として区の魅力や価値が高まるよう取り組む。
- 問** 道路拡張等の公共工事に対し、正確な理解なしに賛否の議論が先行している例がある。権利者と周辺住民とは環境が異なるため、ま

ずは権利者の理解を得られるような体制づくりが急務であると考えているが、区長の見解を問う。

- 答** 公共事業では、直接の権利者と周辺住民とは今後の生活に及ぼす影響が異なると考える。まずは権利者が正確な情報を共有できるよう、個別相談会を開催する等の取り組みを行う。
- 問** 王子本町周辺の都営住宅建替えについて、多様な世帯層が共有できる住環境の整備を望む多くの区民の声に応えるため、区は都営と民間の共存や供給公社との合築等も視野に入れた積極的な協議を都や国と行うべき。
- 答** 今後予定される団地建替え事業に際しては、多様な世帯向けの良質な住宅が必要だと認識している。まちづくりの課題解決に向け、都等の関係機関と積極的に協議を進めていく。
- 問** 十条駅西口再開発について、今後は基礎的自治体の責務として各権利者と協議し、事業の進展に寄与していく時期と考えるが、区長の見解と決意は。
- 答** 準備組合から、本年秋頃に組合設立と事業認可を目指すと考えている。本年度の組合設立に向け、今後は地権者の一員として積極的に協議に関与し、できる限りの支援に取り組む。



王子駅周辺



地域包括ケアシステムについて

子ども子育て支援新制度について

公明党議員団

土屋 さとし

- 問** 介護保険制度改正により、一定以上の所得者の、介護サービス利用者負担割合が1割から2割に変更になるが、周知方法は。また、居宅サービス計画の見直しは利用者の年金収入等の経済的アセスメントと事前周知が必要と考えるが、区の見解は。
- 答** 北区ニュース特集号やホームページで周知し、窓口で丁寧な説明に努める。計画の作成にあたっては、北区ケアマネージャーの会や事業者向けホームページで周知していく。
- 問** 地域包括ケアシステムにおいて、特別養護老人ホーム等の介護施設に入所できず在宅医療が必要になった要介護認定者についての課題をどう考えるか。
- 答** 高齢者あんしんセンターサポート医の増員や在宅療養相談窓口の設置及び在宅療養協力支援病床の確保等の取り組みを通して、高齢者あんしんセンターをはじめ関係機関が連携し、在宅療養生活支援の仕組みを構築していく。
- 問** 地域ケア会議が介護保険法の制度に位置付けられ、第6期介護保険事業計画の重点的取り組みとなった。会議はひとりの支援から地域を考える個別課題の発見、解決、地域課題の共有ツールと考えるが、区の見解は。

- 答** 会議には民生委員や町会・自治会の方も参加し、事例の分析、地域課題の発見や共有、ネットワーク構築を行う。さらに、会議は三層構造とし、サービスの総合調整や地域課題の検討を行う。
- 問** 在宅医療・介護連携においては、多職種間の検査・治療・投薬等の体系的な記録が必要であり、円滑な情報提供のためICTを活用すべきと考えるが、区の見解は。
- 答** 体系的な記録共有は、多職種がチームとして適切なケアを行う上で有効と考える。国、都の動向を注視し、先進事例を研究していく。
- 問** 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が今年1月に策定された。認知症の態態に応じた早い段階からの適時、適切な医療・介護の支援が必要と考えるが、見解は。
- 答** 認知症の状態に応じて介護予防教室、介護保険申請等を紹介しており、気軽に立ち寄り相談できる、認知症カフェも順次開設している。今後は、作成中の認知症ケアパスを活用し、適切に周知していく。
- 問** 27年4月1日に保育園に入園できなかった子どもは160人で前年比91人増となった。現在の待機児童数の結果分析について問う。

- 答** 昨年度との比較で、1歳児の待機児童急増の原因は、就学前人口の増加の影響である。待機児童数増加の原因は、入園申込者数増加と入園可能人数減少の影響である。
- 問** 保育所の入所申込者数及び就学前人口の増加等の状況から、今後更なる待機児童解消策が必要と考えるが、区の見解は。
- 答** 認可保育所の整備を軸とし、地域型保育の整備、認定こども園への移行支援、国公有地や民間建物活用の認可保育所誘致等に取組む。
- 問** 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、施設型給付と地域型保育給付が創設されたが、財政支援方法変更による影響は。
- 答** 幼児期の学校教育と、保育が必要な子どもへの保育を総合的に一本化し、質、量両面の拡充が可能な仕組みが整うと考える。
- 問** 本年2月、埼京線十条駅付近連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会があったが、鉄道付属街路について、計画との整合性や今後に向けた考え方や手法は。
- 答** 都市計画素案で示した鉄道付属街路は、連続立体交差化の実現に不可欠である。関係権利者への新たな支援策を検討しつつ、鉄道付属道路の都市計画案作成を進めていく。



保育園の様子

各会派の代表質問



「戦争する国」への暴走ストップ

特定整備路線の事業計画撤回を

日本共産党北区議員団

野々山 研

- 問** 平和都市宣言を高らかに掲げ、平和首長会議に参加する区として、憲法9条をじゅうりんする安保関連法案の廃案を政府に求めよ。
- 答** 国の外交、安全保障に関わる問題で、憲法との関係等も含め、国会等で十分審議・検討されると認識しており、経過を注視する。
- 問** 今年度も国保料、介護保険料が引上げとなり、家計への打撃が大きい。負担軽減のため、区として高齢者、子育て世帯等を対象とした新たな給付金制度を創設することを求める。
- 答** 国保、介護保険料の負担軽減については、一定の所得以下の世帯や生活困窮者のための減額制度等があり、その周知に努めていく。
- 問** 事業者が撤退した豊島六丁目計画地への特養ホーム誘致を引き続き積極的に進め、中期計画を前倒しで達成できるよう整備に力を入れる必要があると思うが、進捗状況は。
- 答** 土地所有者は、引続き特養ホーム等の福祉施設を含む土地利用を検討しており、今後も十分に土地所有者と協議・検討していく。
- 問** 今年2月、高齢者虐待防止法に基づく虐待があったと区が認定した施設の高齢者、障がい者の現在の状況と、身体拘束の改善状況は。
- 答** 都の現地調査に同行し、3棟の入居者の状

況を確認したが、調査時に、拘束ベルト等の虐待にあたる拘束は見当たらなかった。

- 問** 事態を引起した医療法人による組織的・構造的な虐待・拘束は重大で、区は今回の事例を徹底検証し、拘束開始時期や不正な医療報酬請求の有無等も究明し、議会に報告すべき。
- 答** 身体拘束の解消を第一に対応し、拘束開始時期等についての再調査は考えていない。また、区に診療報酬請求の調査権限はない。
- 問** 若者就労支援として、今回の補正予算で都の補助金を活用した、新たなジョブトライ事業が提案されたが、ねらいと目標、対象年齢やこれまでとの相違点等の事業の特徴は。
- 答** 概ね35歳未満の未就職者が研修、就労体験を経て雇用に結び付ける事業で、労働力確保や人材育成を重視し、地域企業に就職後も定着支援を行い、継続雇用を目指すものである。
- 問** 待機児解消は、子ども・子育て支援計画2015で示すように、認可保育園の整備を基軸として進め、都と協力し、田端や赤羽で実現した都有地活用の新たな可能性を追求すべき。
- 答** 人口動向や保育需要等を見据え、認可保育所の整備を軸としつつ、国公有地の活用等、あらゆる方策を検討し、迅速・柔軟に取り組む。

- 問** マイナンバーを扱う事業は高度なセキュリティが求められる。外部委託や再委託による情報流出の危険性の高まりについての見解は。
- 答** 事務の委託や再委託は法律上認められているが、公権力の行使等は委託できない。委託にあたり、受託者の情報の安全管理措置等、総合的な検討のもと取り組んでいく。
- 問** 特定整備路線の都市計画決定の有効性を証明する決定原簿と図面、内閣総理大臣決定の存在を区は確認しているか。不存在であれば、決定自体が無効と思うが、区長の判断は。
- 答** 昭和21年戦災復興院告示第15号に記載があり、関係図面は不存在だが、別の資料に継承し適切に管理していると都から聞いている。内閣総理大臣決定は、告示文に記載されていることを確認している。
- 問** 今後の学校改築においては、近隣住民の理解が必要であり、基本計画づくりのワークショップ等は原則公開とし、計画立案段階から住民意見を広く取入れられるよう改善すべき。
- 答** 学校や地域代表者等による基本設計検討会を設置し、開かれた学校づくりを計画段階から進めてきた。ワークショップ方式の検討会は原則公開とし、情報提供にも努めている。



特定整備路線補助 86 号線計画地



北区の平和行政と教育

区民の安全について問う

民主区民クラブ

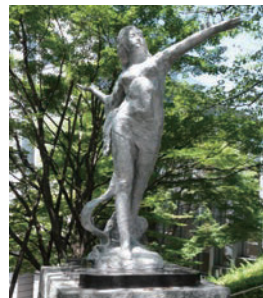
赤江 なつ

- 問** 区が平和推進事業に力を注ぐ意味、重要性に対する考えと、これまで平和推進に力を入れてきた区の実績に関する評価は。
- 答** 真の平和と安全の実現は人類共通の悲願であり、平和祈念週間事業の実施等、平和で自由な共同社会実現に向け、引続き努力する。
- 問** 平和や現在に至る区の様子等を見つめ直すため、平和祈念週間等の機会を利用した北区アンバサダーによる講演実施を提案する。
- 答** 平和祈念週間をはじめとする様々な機会を活用し、講演会の開催を検討する。
- 問** ふるさと北区の戦争と平和の歴史について、ただ資料を読むのではなく、心に残るような学習機会を多くの中学校で設けるべき。
- 答** 各学校で視聴覚教材の活用も図り、様々な学習活動を通じて、子ども達の心に残る学習の実現に努める。
- 問** 6月に道路交通法が改正されたが、自転車の交通安全に関して周知が行き届いておらず、危険な運転を目にすることが多い。新しい規制について改めて周知すべき。
- 答** 様々なイベントの機会を活用し、道路交通法改正の内容を周知するとともに、区のホームページにも掲載し、危険な自転車運転の防

止に向け、十分な周知を図っていく。

- 問** 既に多くの重大事故を引起こしている現状を踏まえ、小中学校の組体操を、学校の主体性を尊重するのではなく、教育委員会のリーダーシップにより取りやめていくべき。
- 答** 文部科学省が組体操の実施方針を出す予定と聞いており、方針を踏まえて再度検討する。
- 問** 通報等により、高齢者及び障害者に対する虐待が明らかになれば、適切に対処できる。区において、通報により発覚した事案の件数と、近年の経過は。
- 答** 25年度は高齢者101件、障害者35件、26年度は高齢者106件、障害者31件で、横ばい傾向である。今後も、誰も被害者にならない、させない取り組みを推進する。
- 問** 高齢者や障害者に対する虐待を、根本的に無くすためには、介護従事者や事業所職員の待遇改善が欠かせない。待遇改善に向け、区独自の予算措置の検討や、国や東京都に対する要望をすべきと考えるが、見解は。
- 答** 本年4月の報酬改定で、介護職員の処遇改善加算が拡充された。区における福祉資格取得支援事業実施のほか、機会をとらえて特別区長会等を通じて国や都へ対策を要望する。

- 問** 現代の子どもの貧困は「見えない貧困」と言われている。足立区の子どもの健康・生活実態調査等を参考に、専門家と協力して子ども達の状況を把握するための調査をすべき。
- 答** 足立区の調査は先駆的な取り組みだが、解決すべき課題もあると考えており、今後の足立区の取り組みと成果を注視していく。
- 問** 4月から本格稼働を開始した生活困窮者支援窓口「北区くらしとしごと相談センター」の取り組みについて、ワンストップサービスをより提供できるよう工夫すべき。
- 答** 北区社会福祉協議会と一層の連携を図り、関係窓口の整理、事前問合せ等、相談者が何度も足を運ばずに済む工夫をしている。
- 問** 来年夏からの18歳投票開始という状況変化の下、子ども達が政治や投票について興味を持って学べる機会を設けるべき。区立小中学校で、模擬投票や模擬選挙等を行う出前授業を実施すべきと考えるが、見解は。
- 答** 小中学校において、主権者として主体的に政治に参加することの意義を指導することは、重要と考える。選挙管理委員会と連携しながら、模擬選挙等、選挙について学ぶ出前講座の活用を、各学校に積極的に働きかける。



平和の女神像

個人質問



**北区人口ビジョンについて
はじめの一步翻訳版について**
自由民主党議員団
榎本 はじめ

- 問 (仮称) 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の議論のベースは人口ビジョンと考えるが、目標年次や人口の目標値の設定方法は、また、人口の現状分析をどう進めるのか。
- 答 人口の社会増減や自然増減、将来の人口構成等を示し議論し、目標値等を設定する。また、国や区独自のデータ等で詳細に分析する。
- 問 北区版総合戦略の策定は、仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て等、各分野で幅広く施策を盛り込むことが望ましいが、どの分野に重点を置くか。北区らしさを追求した総合戦略の策定を望むが、区の見解は。
- 答 若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶え、定住化への流れをつくることを中心に施策を考える。北区は地域のきずな等多くの強みがあり、実効性の高い戦略策定に取り組む。
- 問 歴史文化入門書「北区の歴史ははじめの一步」翻訳版を、観光、子ども達のアイデンティティ醸成、外国人に活かせるという3つの視点で整理と編集を始めてはどうか。
- 答 様々な場面で活用できるよう観光、子ども達、外国人の視点を考慮し再編集を検討する。



**滝野川の公務員宿舎跡地活用
板橋駅舎と駅前広場の再整備**
自由民主党議員団
前田 ゆきお

- 問 滝野川3丁目の国家公務員宿舎跡地を区が取得することで公園、特養等の建設が可能となり、地域課題解決のための意義と有効性がある。土地の必要性等について、区の見解は。
- 答 区や地域の抱える課題解決に資する重要な土地と認識している。国からの正式な取得照会の際には、取得の意向を示していく。
- 問 JR板橋駅の駅舎バリアフリー化において、駅利用者や地域住民から強い要望があった、エスカレーター等の設置について、進捗はどうなっているか。
- 答 JR東日本に対し、エスカレーター設置を強く求めてきたが、5月に行われた3区合同協議会において、要望に沿った説明があった。
- 問 区内に東京国際フランス学園があるメリットを最大限に活用すべき。学園との交流が持つ意義と子どもたちへの効果についてどう考え、今後どう交流を展開していくのか。
- 答 相互交流を通じ、自国や外国の文化・伝統を大切に育てる態度の育成を図ることができると考える。今後もフランス学園の負担や考え方に配慮しながら、交流の充実を図る。



**防災減災へ更なる取り組みを
空き家の適正管理と有効活用**
公明党議員団
小田切 かずのぶ

- 問 大規模地震時の電気火災防止と延焼リスク減少のための手段として、性能評価を踏まえた上で、木造密集地域への感震ブレーカー導入を積極的に進めるべき。
- 答 特別区長会では、感震ブレーカー設置費用

の補助制度創設を国に要望したが実現していない。引き続き、国に制度創設を求めていく。

- 問 空き家対策特別措置法の施行により、「特定空き家」をどう適正管理するのか。また、居住可能な空き家について、住まいとしての活用以外にどのような方策を検討しているか。
- 答 法施行により情報収集が円滑となるため、特定空き家の所有者を訪問し是正指導を行う。また、居住可能な空き家の活用策は、所有者の意向や地域の需要等を踏まえ研究する。
- 問 自転車走行の安全対策推進のため、利用者の視覚に訴えることができるよう、自転車が走るべき方向を道路にペイントすべきと考えるが、区の見解は。
- 答 警視庁は、都内7か所にモデル地区を設定し、進行方向を路面に表示している。検証結果を踏まえ、区でも整備に向けて取り組む。



**子供・若者に寄り添う支援を
安心な教育環境の整備を**
公明党議員団
古田 しのぶ

- 問 区の一時的預かり保育は空きが無く利用できないことが多いため、拡充を図るべき。また、病児保育は、保護者が保育園等に迎えにくいことが困難な時、看護師がタクシーで迎えに行き病院で保育する等の充実を求める。
- 答 国の研修制度を活用し、ファミリー・サポート・センター会員の資質向上を図る等、一時的預かり保育事業の充実に取り組む。また、病児保育については、28年度1か所整備の準備をしておきサービス内容も協議していく。
- 問 地域の様々な機関とのネットワークで、中学卒業後から30代までの支援が必要な若者に責任を持つ若者担当窓口の設置を求める。
- 答 都では、18歳以上の若者を対象とした無料相談窓口を設置している。先進自治体の取り組み事例等を参考に研究していく。
- 問 7つの小学校では、指定される中学校が地域によって異なる状況がある。サブファミリーのずれを解消すべく、通学区域の見直しを。
- 答 通学区域の見直しには、地域や関係団体、保護者の理解が不可欠である。適切な時期をとらえて、協議する場の設定に努めていく。



**空き家の対策と活用に向けて
家賃補助など居住支援の拡充**
日本共産党北区議員団
永井 朋子

- 問 利活用が可能な空き家支援の具体策として、空き家の所有者、空き家の心配や活用を考えている町会・自治会等への相談窓口の設置と有効活用促進に関する情報提供を求める。
- 答 区では、居住可能な空き家対策を計画事業としており、他自治体の取り組み事例等を参考にし、本事業の中で研究していく。
- 問 公的保証人制度や公営住宅に入居できない資格者を対象にした家賃補助等、住宅確保要配慮者に対する新たな支援制度を創設し、現行の居住支援策の拡充を求める。
- 答 高齢者住宅財団が、賃貸民間住宅の家賃債務保証制度を行っており、区は相談に対し、制度の仕組みを丁寧に説明、周知している。具体的な支援策は、今後も調査研究していく。

- 問 特定整備路線補助86号線と都市計画見直しについて、2,000人超の反対署名と1,000人超の不服審査請求により事業撤回を求めているが、区はこの重みをどう受止めているか。

答 区は都に対し、地域住民への丁寧な説明を申し入れる。行政不服審査請求については、国が適切に対応すると考えている。



**住み続けられる北区を求めて
教育・住環境の維持拡充を!**
日本共産党北区議員団
野口 将人

- 問 小中学校の屋外運動場は、子ども達がのびのびと体を動かすための十分な広さが必要。例えば、統合された田端小の校庭面積は、文科省の基準を満たしていない。校舎の増改築や適正配置計画が進む中での面積確保対策は。
- 答 改築では体育館と校舎の一体整備等でオープンスペースを確保し、増築では運動場の面積確保等に配慮し、増築場所を選定している。また、統合協議で適時適切な情報提供を行う。
- 問 十条駅は、踏切を空けておく時間確保のため、通過禁止駅に指定されている。連続立体交差化事業が完成するとその要件がなくなるが、指定は継続されるのか。
- 答 JRから列車の通過については未定と聞いている。動向を注視し、必要に応じ協議する。
- 問 都市計画道路補助73号線問題について、正式団体でなければ話を聞かないという姿勢を改め、区長自身が住民説明会を主催し、住民の生の声を聴く機会の創出を求める。
- 答 様々な事業・計画について、十条まちづくり全体協議会や各町会の要望活動等で説明している。今後も、地域の声を聴き対応する。



**社会変化に対応した経営改革
無駄の徹底的な排除を求める**
維新の党議員団
吉岡 けいた

- 問 平成22年から26年まで実施された経営改革「新5か年プラン」によるこれまでの実績を活かし、区は今後どのように行政改革に取り組んでいくのか、決意と方針を問う。
- 答 公共施設マネジメントの推進という新たな視点を加えて策定した「北区経営改革プラン2015」に基づき改革への歩みを止めず、全庁を挙げた行政改革の推進に努める。
- 問 地域課題が多様化し、互いを支え合うしくみを作ることは喫緊の課題であり、地域コミュニティ活性化の点から、町会・自治会の加入率アップの具体的な手段を問う。
- 答 転入者へ加入促進チラシを配布している。また、不動産業界等への協力依頼も、町会自治会連合会の意見を聞き、前向きに検討する。
- 問 日本の伝統と文化の尊重だけでなく、礼儀と相手を尊重する態度を身に着ける視点からも重要である武道教育を今後、どのように充実させていくのか。
- 答 東京都の研修会に加え、関係団体と連携を図り、体育教員対象の段位を取得する研修会を開催する等、武道教育の充実を図っていく。



開かれた区議会を目指して

区民の要望は請願や陳情として提出できます

議会を傍聴しませんか

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、請願書には紹介議員の署名が必要です。

請願・陳情の提出先(あて名)は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会で審査するためには、事務の手続き上、会期の初日の4日前(区役所が休みの日を除く)までに提出する必要があります。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。なお、審議などの扱いは請願と陳情は同様です。

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取り組み状況について議会へ報告することになっています。また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

なお、請願・陳情の提出者の住所や氏名などは、公表されます。

北区議会では、本会議のほかに常任委員会・議会運営委員会・特別委員会、協議等の場(全員協議会等)も公開しています。

【傍聴の方法】

◎議場

・本会議 ・全員協議会
区議会事務局(区役所第一庁舎4階)で傍聴券の交付を受けてから、傍聴席(6階)へお入りください。

◎委員会室

・常任委員会 ・議会運営委員会
・特別委員会
委員会室前(区役所第一庁舎4階)で傍聴簿に氏名・住所を記入の上、入室してください。

【定員等】

定員は、本会議場は70人、第一委員会室は20人、第二委員会室は30人です。

会議当日の先着順となります。
※カメラ、録音機の持ち込みは禁止しています。また、携帯電話等の機器類につきましては、電源をお切りいただきます。

区議会の活動について知りたい方は

北区議会では、定例会の日程をお知らせする「区議会開催のお知らせ」を区の地域振興室などに掲示しています。

区議会の活動状況をお知らせする「くぎかいだより」及び本会議の内容をお知らせする「会議録」や年間の活動状況をまとめた「区議年年報」を発行しています。「くぎかいだより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(声のくぎかいだより)を発行していますので、区議会事務局までお申し出ください。会議録や年報は中央、赤羽、滝野川図書館で、議案、委員会の記録や委員会資料等は区議会事務局で閲覧できます。

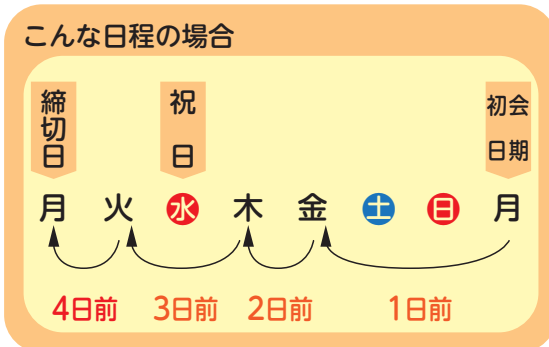
区議会の活動は、ホームページでもお知らせしています。定例会の一般質問及び臨時会の録画映像を配信しています。また、会議録検索システムや議会データ検索システムにより、会議録や委員会記録、各種会議資料等を閲覧できます。

北区のホームページの「北区議会」からご覧になれます。議会データ検索システムの詳細は7ページをご覧ください。

東京都北区議会 議長 殿	年	氏名	住所	電話番号	理由	要旨	○●に関する請願(陳情)書
	月	氏名	住所	電話番号			
	日	氏名	住所	電話番号			
	日	氏名	住所	電話番号			

※紹介議員(署名または記名押印) 請願(陳情)者代表者

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。



人の心が聴こえる北区に
障害者対応、子育て支援向上
北区を元気にする会
斉藤 りえ

問 区の巡視室には電話しかなく、聴覚障害者が夜間に連絡する際、健聴者による代理連絡以外に方法がない。障害者が他人の手を借りずにできるが増えることは、大きな意味を持つが、FAXの設置等、今後の対応は。

答 巡視室へのFAX設置については、平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、適切に対応していく。

問 学童クラブの終了時間は、民間委託の場合は19時までだが、直営は18時までと1時間の差がある。時間延長の具体的な計画を立て、問題解消に向けた前向きな検討を求める。

答 区内全クラブの時間延長は、人員確保、帰り道の安全確保等多くの課題がある。保護者のニーズも踏まえ、課題解決に向け検討する。

問 ファミリー・サポート・センター事業において、条件付きで宿泊での預かりを認める等、ニーズに合わせた柔軟な制度設計が求められていると思うが、見解は。

答 宿泊を伴う預かりは、安全な環境、サポート会員の専門性確保等の課題があり、実施していない。今後の検討課題とする。

議会は審議能力の向上に努めています

【議員の派遣】

議会は、審査や調査に必要があるときは、議員を派遣することができます。

【委員会の調査活動】

委員会は審査や調査に必要があるときは、委員を派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

【住民意見の把握】

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。

また、区民が議会に提出する請願の紹介議員となる場合があります。

【議員の調査研究活動】

議員は、議会日程以外でも、日常的に区役所の仕事を把握し、区民の意見を聞くことで、区政の問題点や課題を見つけて、新しい施策を提案しています。また、会派としても区政に関する調査活動や研究活動を行い資質の向上に努めています。

なお、これらの調査研究活動の経費の一部に対しては、会派に交付されている政務活動費を充てることができます。

議決した議案等

会派名と議員数 自:自由民主党議員団(13) 公:公明党議員団(10) 共:日本共産党北区議員団(9) 民:民主区民クラブ(4)
 社:社会民主党北区議員団(1) 新:新社会党議員団(1) 維:維新の党議員団(1) 元:北区を元気にする会(1)

議案名		概要	自	公	共	民	社	新	維	元	議決結果	
区長提出議案等 第2回定例会	東京都北区副区長定数条例の一部を改正する条例	副区長の定数を改定する	○	○	×	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	東京都北区いじめ防止条例等の施行に伴い、附属機関の構成員の報酬を定める	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例	低所得者の第1号保険料の軽減を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区プールに関する条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区手数料条例の一部を改正する条例	食品製造業等取締条例の一部改正に伴い、関連する手数料を新設するほか、建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料を新設する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	第三者行為に係るひとり親家庭等の医療費の助成について、規定を整備する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	第三者行為に係る子どもの医療費の助成について、規定を整備する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例	東京都北区立赤羽台保育園及び東京都北区立赤羽台つばみ保育園の位置を変更するほか、東京都北区立赤羽台保育園と東京都北区立赤羽台つばみ保育園との統合に伴い同園を廃止する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例	保育料及び延長保育料の額を改定する	○	○	×	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例	東京都北区立学校の適正配置を推進するとともに、東京都北区立なでしこ小学校の位置を変更する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の改定等を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区北とびあ条例の一部を改正する条例	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、使用料を改定する	○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区赤羽会館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区滝野川会館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立コミュニティアリーナ条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立区民斎場条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区ネスト赤羽条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立健康増進センター条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区男女共同参画センター条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区駐車場条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立公園条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立文化センター条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区体育館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区飛鳥山博物館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立元氣ぱらざ条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例	東京都北区ふたばクラブの実施場所を変更する		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
その他	福祉車両の購入契約		契約相手:いすゞ自動車首都圏株式会社 足立支店 契約金額:4,258万8,636円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	中学校電子黒板化に伴う電子黒板外の購入契約		契約相手:株式会社科学教材 北支店 契約金額:2,258万2,800円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新荒川大橋野球場トイレの購入契約	契約相手:株式会社牧田商店 契約金額:1,981万8,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	なでしこ小学校校舎等解体工事請負契約	契約相手:南雲・川口建設共同企業体 契約金額:2億7,648万円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	特別区道の路線変更について	特別区道の路線変更をする	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について	指定管理者の名称:社会福祉法人茂原高師保育園	○	○	○	○	○	×	○	○	可決	
	東京都北区副区長選任の同意について	山田統二氏	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
予算	平成27年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算:8億8,801万9,000円の増 債務負担行為:2件の追加	○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	平成27年度東京都北区介護保険会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算:1億6,008万8,000円の減	○	○	×	○	○	○	○	○	可決	
議員提出議案 規則 意見書	東京都北区議会会議規則の一部改正について	出産に係る欠席の届出について規定する	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	認知症への取り組みの充実強化に関する意見書	※意見書の内容については、「可決した意見書」をご覧ください。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
議案名	概要	自	公	共	民	社	新	維	元	議決結果		

※採決時は、議長(自由民主党議員団)を除きます。

○:賛成 ×:反対 ▲:棄権退場

可決した意見書

○認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、本区議会は政府に対し、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1、認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。
- 2、認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3、自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例(サロン設置、買物弱者への支援等)を広く周知すること。
- 4、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

○地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

よって、本区議会は政府に対し、こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

- 1、人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

政治倫理審査会の委員を募集します

北区議会では、議員自らが区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、その使命の達成に努めることを目的として「東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例」を制定しています。

この条例は「議員が条例に定める政治倫理基準に違反する行為をした」との区民や議員からの審査請求に、請求の適否及び当該事案の存否の審査を行う機関として「政治倫理審査会(議員8名、地方行政に関する識見者2名及び区民3名の13名で構成)」をあらかじめ設置することとしています。

区議会では、住民の信頼を確保するために、区民から政治倫理審査会委員を公募します。

応募資格 平成27年6月2日現在の北区の選挙人名簿に登録されていて、次の①②の要件を満たしている方
①平成27年3月1日までに北区に住み票があり、現在も引き続き区内に住んでいる方
②平成27年6月2日までに生まれた方

募集人数 3名

任期 平成27年10月28日から2年間
※委員謝礼あり

応募方法 応募動機(様式自由。800字程度の作文)、住所、氏名、年齢、生年月日、職業、電話番号を記入して、8月14日(金)(必着)までに郵送または直接持参
選考及び結果通知 書類選考のうえ決定し、10月上旬までに結果を通知する予定です。

問い合わせ及び応募先

〒114-8508(住所不要)

区議会事務局議事調査係(区役所第一庁舎4階)

☎03(3908)9948

インターネットで会議資料の閲覧ができます

北区議会では、「議会データ検索システム」で、本会議や各委員会の会議資料などを掲載しています。

なお、委員会資料については、会議開会日前(3日程度前)に閲覧が可能です。

ぜひ、ご利用ください。

○閲覧可能文書

- | | |
|------------|-----------------|
| ①議会のスケジュール | ⑤意見書・決議 |
| ②委員会結果 | ⑥会議資料(本会議・委員会等) |
| ③請願・陳情文書表 | ⑦区議会年報 ほか |
| ④例規 | |

○議会データ検索システムのアドレスとQRコード

<https://www.powerfinder-asp.net/kitakugikai/>



○操作方法

北区のホームページの「北区議会」のページに操作方法等を掲載しています。

北区議会

○本会議や委員会の議事録の閲覧については、「会議録検索システム」をご利用ください。

ご不明な点は、区議会事務局までお問い合わせください。
電話番号(区議会事務局) 03(3908)9948



議会の動き

4月

- 9日 議会情報PR委員会**
・くぎかいだより第 251 号についてほか

5月

- 26日 本会議**
・正副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員選任の同意（2件）ほか
- 全員協議会(本会議休憩中)**
・議案の説明及び質疑
- 区民生活委員会(本会議休憩中)**
・所管事務調査ほか
- 健康福祉委員会(本会議休憩中)**
・所管事務調査ほか
- 企画総務委員会(本会議休憩中)**
・議案審査ほか
- 議会運営委員会(本会議休憩中)**
・本会議の運営についてほか
- 29日 議会運営委員会**
・東京都北区議会確認事項についてほか
- 正副委員長会**
・正副委員長会確認事項についてほか

6月

- 3日 区民生活委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 文教委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 企画総務委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 4日 健康福祉委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 建設委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 9日 議会情報PR委員会**
・くぎかいだより第 252 号についてほか
- 12日 議会運営委員会**
・本会議の運営についてほか
- 17日 全員協議会**
・議案の説明及び質疑
- 24日 本会議**
・代表質問ほか
- 25日 本会議**
・個人質問、議案の付託ほか

- 29日 区民生活委員会**
・所管事務調査
東京都北区北とびあ条例の一部を改正する条例ほか
- 文教委員会**
・請願・陳情審査
中学校教科書（歴史・公民分野）採択に関する陳情ほか
- ・所管事務調査
東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか
- 30日 健康福祉委員会**
・議案審査
東京都北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について
- ・所管事務調査
東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例ほか
- 建設委員会**
・請願・陳情審査
東京都住宅供給公社の家賃見直しを求める意見書等提出に関する陳情
- ・議案審査
特別区道の路線変更について
- ・所管事務調査
東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか

7月

- 1日 企画総務委員会**
・請願・陳情審査
日本を「海外で戦争する国」にする「平和安全法制」に反対し、廃案にすることを求める意見書提出に関する陳情
- ・議案審査
東京都北区副区長定数条例の一部を改正する条例ほか
- 2日 議会運営委員会**
・追加予定議案の取り扱い及び全員協議会の開会についてほか
- 3日 全員協議会**
・議案の説明及び質疑
- 本会議**
・議案の議決ほか
- 健康福祉委員会(本会議休憩中)**
・所管事務調査
- 企画総務委員会(本会議休憩中)**
・議案審査
- 議会運営委員会(本会議休憩中)**
・本会議の運営について
- 議会運営委員会(本会議終了後)**
・第3回定例会についてほか

- 6日 地域開発特別委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 7日 十条まちづくり特別委員会**
・事務事業の概要と現況説明
- 8日 防災対策特別委員会**
・事務事業の概要と現況説明

次回定例会のお知らせ

平成 27 年第 3 回定例会は、9 月 4 日から 10 月 2 日までの 29 日間の会期の予定で開かれます。いずれの会議も午前 10 時開会予定です。

9 月 7 日（月）本会議は都合により開会されない場合がありますので、傍聴を希望される方は区議会事務局までお問い合わせください。

9月	4日(金)	本会議
	7日(月)	本会議
	9日(水)	区民生活委員会 文教委員会
	10日(木)	健康福祉委員会 建設委員会
	11日(金)	企画総務委員会
	15日(火)	決算特別委員会①
	16日(水)	決算特別委員会②
	18日(金)	決算特別委員会③
	24日(木)	決算特別委員会④
	25日(金)	決算特別委員会⑤
	28日(月)	決算特別委員会⑥
	29日(火)	決算特別委員会⑦
	10月	1日(木)
2日(金)		本会議

○議会放映を J:COM 東京北（ケーブルテレビ）でぜひご覧ください

第 3 回定例会本会議の代表質問の様子を J:COM チャンネルで録画放映します。

放映予定日時

- 9 月 13 日（日）
午後 6 時～
4 時間程度
- 9 月 14 日（月）～ 17 日（木）
午後 8 時～
1 時間程度（再放送）

きた
くぎかいだより No.253

編集：議会情報 PR 委員会

発行：東京都北区議会

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

☎：03(3908)9948

FAX：03(3908)0600

区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北 区 議 会

検索